

# 児童福祉司の任用資格の 取り扱いについて

平成8年11月21日  
厚生省児童家庭局企画課長

児童福祉司の任用資格については児童福祉法第11条の2により規定されているところであるが、同条第2号に規定する「これらに相当する課程」等の取り扱いについては下記のとおりであるので、児童福祉司の任用にあたっては遺漏のないようご配慮願いたい。

なお、都道府県及び指定都市の職員の募集にあたって、同条による児童福祉司の任用資格を応募資格としてそのまま引用しているところもあると承知しているが、本通知の趣旨を踏まえ、職員の募集についても誤解が生じることのないよう関係部局に周知を図られたい。

おって、本件の取り扱いについて疑義のある場合は、当課担当官まで問い合わせ願いたい。

## 記

1. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条の2第2号に規定する「これらに相当する課程」には、近年増加している人間関係学部（学科）、児童学部（学科）等のように、心理学・教育学・社会学を総合的に履修している学部（学科）を卒業した者、社会福祉学部（学科）等を卒業した者あるいは大学は他の学部であっても、大学院においてこれらの課程を専修した者等を含むものであること。
2. 同条第5号に規定する「前各号に準ずる者」のうち、同条第1号又は第2号に準ずる者としては社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第11号の規定により資格取得した者を除く。）を含むものであること。

また、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第11

号の規定により資格を取得した者については、児童福祉法第11条の2第4号に準ずる者としてこれに該当するものであること。

なお、「準ずる者」については、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日児発第133号児童家庭局長通知）において「その職務の専門性に鑑みそれを広く適用しないこと」とされており、次の例のように実質的に前各号と同等と認められる客観的な理由があるものに限定されるという趣旨であるので、念の為に申し添える。

（「準ずる者」の例）

同条第4号の例で、社会福祉主事として児童福祉事業に従事したが、その期間が1年10か月しかないような場合。